

新闻摘要 (3月10日~5月9日)

3月17日 (星期二)



厚生労働省 17 日于札幌市内，就生活实际情况及必要的支援措施等问题，向居住在北海道的 14 名遗华孤儿进行了访问调查及意见听取。厚生労働省今后还将召集有识之士召开会议，在夏季期间制定出具体的支援方案。

3月23日 (星期五)

23 日，针对四名居住在德岛县的遗华孤儿所提出的，要求国家进行赔偿的诉讼一案，德岛地方裁判所驳回了原告方的上诉。

3月29日 (星期四)

29 日，针对 168 名居住在东海、北陆等 7 个县的遗华孤儿所提出的，要求国家进行赔偿的诉讼一案，名古屋地方裁判所驳回了原告方提出的上诉。

3月31日 (星期六)

30 日，居住在山梨县甲斐市的一名遗华孤儿，因不服市政府要求退还自己的中国丈夫在暂时回国期间的部分生活保护费（即其丈夫离日期间，市政府向其支付的相当于抚养费的 23 万元生活保护费）一事，向山梨县政府提出请求，要求对此进行审查。这名遗华孤儿认为，“丈夫回国是为了陪同长子看病和治疗，市政府没有考虑遗华孤儿家庭的具体情况。”山梨县政府接受了其请求，并计划在 50 天内就此事作出结论。

ニュース記事から (3月10日~5月9日)

3月17日 (火)

厚生労働省は 17 日、北海道在住の中国残留孤儿 14 人から、生活実態や必要な支援策などについての聞き取り調査を札幌市内で行った。厚生労働省は今後有識者会議などを開き、夏ごろまでに具体的な支援策をまとめる方針。

3月23日 (金)

徳島県在住の中国残留孤儿 4 人が提訴していた中国残留孤儿国家賠償訴訟で、徳島地裁は 23 日、原告側の請求を棄却した。

3月29日 (木)

東海、北陸地方など 7 県在住の中国残留孤儿 168 人が提訴していた中国残留孤儿国家賠償訴訟で、名古屋地裁は 29 日、原告側の請求を棄却した。

3月31日 (土)

中国人の夫が中国に一時帰国したことを理由に、山梨県甲斐市が生活保護費の一部返還（夫が日本に不在だった間の夫への扶養費分に当たる生活保護費約 23 万円）を求めたことを不服として、同市在住の中国残留孤児の女性が 30 日、山梨県に判断を求め審査請求をした。この女性は、「帰国は長男の病気治療の付き添いのためで、中国残留孤児の家庭の事情を何ら考慮していない」と主張。県は請求を受理し、50 日以内に結論を出す。

4月3日(星期二)

3日,四名作为原告の遗华孤儿,因不服德岛地方裁判所驳回其要求国家进行赔偿的上诉(3月23日),而向高松高等裁判所提出了上诉。

4月12日(星期四)

围绕面向遗华孤儿制定一套新型支援方案一事,11日,由遗华孤儿要求国家进行赔偿的诉讼原告方及其律师所组成的全国联络会代表团,联合向执政党课题小组提出了包括创设每月支付每名孤儿17万日元给付金制度(有配偶者时增加7万日元)在内的请愿书。并计划在下一星期之内提交给安倍首相、柳泽厚生劳动大臣。

4月13日(星期五)

12日,168名原告中的166名遗华孤儿,因不服名古屋地方裁判所驳回其要求国家进行赔偿的诉讼判决(3月29日),而向名古屋高等裁判所提出了上诉。

4月16日(星期一)

15日,一名居住在广岛市的遗华孤儿(69岁·女)升入了同市的通信制高中。这名女性于1992年回到日本。在中国只读到小学的她,于2004年考入初中夜校班学习,并于今年3月毕业。她兴奋她表示,“还要学习祖国的历史和文化”。

4月26日(星期四)

25日,针对61名居住在广岛、山口两县的遗华孤儿所提出的,要求国家进行赔偿的诉讼一案,广岛地方裁判所驳回了原告方提出的诉讼。

4月3日(火)

中国残留孤儿国家賠償訴訟で、原告側の孤儿4人は3日、請求を棄却した徳島地裁判決(3月23日)を不服として、高松高裁に控訴した。

4月12日(木)

中国残留孤儿に対する新たな支援策について、中国残留孤儿国家賠償訴訟の原告や弁護士らで構成する全国連絡会代表団は11日、与党プロジェクトチームに対し、孤儿1人につき月額17万円(配偶者がいる場合は7万円を加算)の給付金制度の創設などを盛り込んだ要望書を提出した。来週中に安倍首相、柳沢厚生労働相にも提出する方針。

4月13日(金)

中国残留孤儿国家賠償訴訟で、原告側の孤儿168人のうち166人は12日、請求を棄却した名古屋地裁判決(3月29日)を不服として、名古屋高裁に控訴した。

4月16日(月)

広島市在住の中国残留孤儿(69歳・女性)が15日に通信制高校に入学した。この女性は1992年に日本に帰国。中国では小学校までしか通えなかったが、2004年には中学校の夜間学級に入学し、今年3月に卒業した。「故国の歴史や文化をもっと学びたい」と目を輝かせていた。

4月26日(木)

広島、山口両県在住の中国残留孤儿61人が提訴していた中国残留孤儿国家賠償訴訟で、広島地裁は25日、原告側の請求を棄却した。

4月30日（星期一）

据 29 日的消息，作为一项向回国定居的遗华孤儿提供新型支援的具体方案，厚生劳动省正在探讨将现在只支付三分之一的基礎养老金制度，改成全额支給，并且创设一个包括向生活保护家庭提供生活支援的特別給付金制度。

今后，厚生劳动省还将听取执政党课题小组及有识之士的意见，并计划在 6 月整理出一套方案。

5月9日（星期三）

8 日，61 名作为原告的遗华孤儿，因不服广岛地方裁判所驳回其要求国家进行賠償的诉讼（4 月 26 日），而向广岛高等裁判所提出了上诉。

① 请注意

本栏目的新闻皆为一般报章的报道摘要。因此，并非为政府正式公布之内容，其中一部分还包含媒体的观察消息，敬请注意。

4月30日（月）

日本に永住帰国した中国残留孤児の新たな支援策として、現在は3分の1しか支給されていない基礎年金の満額支給と、生活保護受給世帯を対象とした生活支援のための特別給付金制度の創設などを盛り込んだ案を厚生労働省が検討していることが 29 日、分かった。

今後、与党プロジェクトチームや有識者の意見も聞きながら 6 月中にもまとめる方針。

5月9日（水）

中国残留孤児国家賠償訴訟で、原告側の孤児 61 人は 8 日、請求を棄却した広島地裁判決（4 月 26 日）を不服として、広島高裁に控訴した。

① ご注意

本欄の内容は、すべて一般の新聞などで報道された内容を要約して掲載しているものです。したがって、政府が公式に発表したものではなく、一部には報道機関の観測記事なども含まれていますので、ご注意ください。